〇農業経営復旧・復興対策特別保証事業交付金交付事業実施要綱(平成23年5月2日付け23経営第254号農林水産事務次官依命通知)の一部改正・新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 後(新)

- 第4 特例保険塡補率及び保険料引下げ助成事業
- (1)特例保険塡補率及び保険料引下げ助成事業の対象資金は、次に掲げる資金とする。
 - ① 東日本大震災の後、<u>令和6年3月31日</u>までの間に、第2(3)に規定する者である農業者等が借り入れる次に掲げる資金について、基金協会と信用基金との間に農業信用保険の契約が成立したもの。

ア・イ (略)

- ② 東日本大震災の後、<u>令和6年3月31日</u>までの間につなぎ融資資金について、基金協会と信用基金との間に農業信用保険の契約が成立したもの。
- $(2) \sim (4)$ (略)

第4 特例保険塡補率及び保険料引下げ助成事業

(1)特例保険塡補率及び保険料引下げ助成事業の対象資金は、次に掲げる資金とする。

行(旧)

- ① 東日本大震災の後、<u>令和5年3月31日</u>までの間に、第2(3)に規定する者である農業者等が借り入れる次に掲げる資金について、基金協会と信用基金との間に農業信用保険の契約が成立したもの。
 - ア 農業近代化資金 (農業経営改善関係資金基本要綱 (平成 14 年 7 月 1 日 付け 14 経営第 1704 号農林水産事務次官依命通知) 第 2 の 1 に規定する農業近代化資金)
 - イ 農業経営負担軽減支援資金 (農業負債整理関係資金基本要綱 (平成 13 年 5 月 1 日付け 13 経営第 356 号農林水産事務次官依命通知) 第 2 の (2) に規定する農業経営負担軽減支援資金 (地震により被害を受けた被災農業者等に貸し付けるものに限る。))
- ② 東日本大震災の後、今和5年3月31日までの間につなぎ融資資金について、基金協会と信用基金との間に農業信用保険の契約が成立したもの。

 $(2) \sim (4)$ (略)

附 則(令和5年3月31日4経営第2940号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。